

## 災害見舞金について

降雪により、住家の屋根や下屋等が破損する被害が発生した場合には、下記のとおり損害額に応じて災害見舞金の支給対象となる場合があります。

災害見舞金の申請手続きをされる場合には、「罹災証明書・写真・工事見積書」が必要となりますので担当課へお問い合わせください。

### 記

自然災害	損害額(工事見積額)	見舞金額
降雪	100万円超	100,000円
降雪	20万円～100万円以下	30,000円

※支給の特例として、高齢者のみの世帯などについては上記見舞金の2倍相当額を支給します。

#### 【お問い合わせ先】

災害見舞金関係	総務課	0778-47-8016
罹災証明書関係	町民税務課	0778-47-8014